

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業等のイノベーション創出・販路拡大支援等の促進を目的とし、中小企業等がクリエイターに発注する「Makuake」プロジェクトページ制作にかかる経費の一部を補助することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。ただし次のいずれかに該当する者を除く。

- 1 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- 2 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- 3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

(対象者)

第3条 補助対象となる者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 神戸市内に本社又は支店、営業所等を有する中小企業者及び個人事業主で、納期限が到来している神戸市税（法人税、固定資産税等）の滞納及び未申告がないこと。
- (2) 過去に、神戸市が行った次の事業のいずれかの受講実績があること、又は経済観光局長が特に認めるもの。
 - ① 商品開発実践プログラム
 - ② 中小製造業×クリエイターコラボレーション事業
 - ③ 中小製造業人材育成研修
 - ④ イノベーション創出プログラム
 - ⑤ 市内中小企業×デザイン支援事業
 - ⑥ オープンイノベーション・マッチングプログラム
 - ⑦ 「Makuake」活用相談会
- (3) 過去に、本補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者でないこと。

(対象経費)

第4条 補助対象者が次の要件のいずれかを満たしている者に対し発注する事業の経費のうち、補助金交付の対象として第3項で定める経費（以下、「補助対象経費」という。）について、予算の範囲

内で補助金を交付する。

- (1) 神戸市内に事業所を有する者であること
 - (2) 補助金の交付を申請する時点で、神戸市のウェブサイト「KOBE CREATORS NOTE」に登録していること
- 2 発注先クリエイター等が、次のいずれかに該当する場合は、本補助金の対象としない。
- (1) 本補助金の申請者と同一の人物である場合
 - (2) 本補助金の申請者と同一の人物が代表者を務める事業者である場合
 - (3) 同一年度内に、本補助金の交付対象となったプロジェクトページを制作している場合
- 3 補助対象経費は、補助対象者が発注する「Makuake」新規プロジェクトページの制作（写真撮影、ライティング等を含む）の業務契約にかかる経費とする（消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象外）。
- 4 前項の業務について国及び県等の補助制度を受けている場合は、本補助金の対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計に2分の1を乗じて得た額とし、20万円を上限とする（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。

- 2 市長は、前項の規定により算定した金額の合計が当該年度の本補助金の予算を超過する場合は、前項の規定にかかわらず補助金の額を減額して交付又は交付しないことができる。

（交付申請）

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、別に定める募集期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。なお、交付決定前に着手している事業についても対象に含めることとする。

- (1) 補助金交付申請書（事業計画）（様式第1号）
- (2) 補助金交付申請書（収支予算書）（様式第2号）
- (3) 発注（又はその予定）が確認できるもの（見積書の写し、契約書又は発注書もしくはその案の写し等）
- (4) その他、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第3号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。
- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第4号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類

（補助事業の変更等）

第8条 補助事業者は、補助金規則第7条第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長まで提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第9号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第10条 市長は補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知する。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第10号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定により金額が確定した補助金を速やかに交付する。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。